

市民活動を促進するための条例
策定に向けた提言

2006年5月

札幌市市民活動促進条例検討協議会

目 次

はじめに

| | | |
|---|----------------------------------------------|----|
| 1 | 市民活動の促進の条例化に向けて | 1 |
| 2 | この条例の目的と基本理念 | 3 |
| 3 | この条例が対象にする活動（定義） | 6 |
| 4 | 市民活動を活発にするために～市民活動の支援の充実～ | 7 |
| 5 | 市民活動の担い手としての市民に望まれること | 17 |
| 6 | 企業に望まれること | 18 |
| 7 | 行政に望まれること | 19 |
| 8 | 条例を意味あるものにするために ～（仮称）市民活動促進テーブルの設置～ | 24 |
| | 市民活動促進条例検討協議会委員 | 25 |
| | 市民活動促進条例検討協議会資料編 | 26 |

【参考資料】

| | | |
|-----|--------------------------------------|----|
| 図 1 | 札幌市民のまちづくりのための活動への参加意識 | 5 |
| 図 2 | まちづくり活動に参加しやすくするために必要なこと | 5 |
| 図 3 | 資金の支援のしくみ（イメージ） | 13 |
| 図 4 | 市民活動をおこなう際の課題と必要な支援 - 抱えている課題..... | 16 |
| 図 5 | 市民活動をおこなう際の課題と必要な支援 - 行政から必要な支援..... | 16 |
| 図 6 | 社会と企業の関係・社会貢献活動について | 22 |
| 図 7 | 企業による社会貢献活動の状況 | 22 |
| 図 8 | 協働事業をより良くするために行政に求めること | 23 |
| 表 1 | まちづくり活動事例の分類統計 | 23 |

はじめに

私たちは、市民活動を促進するための条例にどのような内容を盛り込むべきかを検討するため、平成17年8月から8回の全体会議を重ね、重要なテーマについてはプロジェクトチームを編成して議論を集中的におこないました。また、市民に呼びかけて中間段階の討議内容を紹介しながら2回のワークショップを開催したほか、企業として社会貢献に取り組むJCのメンバーの方々に協力頂き意見交換をおこなうなど、さまざまな協議を重ねてきました。

これまで、「官と民」あるいは「行政＝公共の推進役」、「民＝相互扶助」といったイメージで、両者は分離された関係としてとらえられてきました。しかし、近代社会の歴史のなかで「行政に管理される市民」から「行政をチェックする市民」の役割へ、さらには「自ら提案し実行する役割」へと時代は変化していきます。参加する権利から参加する責任へと市民の役割が変わりつつあるのです。

まちづくりの課題は大きく市民の参加を必要とするようになっており、景観や環境保全とリサイクルの推進あるいは都市計画や介護保険をはじめとする福祉計画への参加を求めるなど、市民活動を促進することは、行政の義務となっています。

また、平成7年の阪神・淡路大震災を契機としてボランティア活動や町内会・自治会活動、そして企業の社会貢献活動など多様な市民活動の重要性が行政の限界を乗り越えるものとして強く認識されるようになり、NPO法の成立、その後の市民活動の発展に象徴されるように新しい時代の公共を担う活動が大きな広がりを見せています。私たちは、こうした“新しい公共”を創り出す活動の広がりがこれからのまちづくりにおいてもっとも重要な力になると考えています。そのためには、市民活動の担い手の多くが共通して抱えている活動資金の問題や活動拠点の確保、人材育成、情報不足等の課題に対して、必要なサポートをおこなうしくみが求められています。

協議会では、市民憲章の精神を生かすようなわかりやすいメッセージを伝えられる「さっぽろらしさ」を考えることを基本にしました。市民、企業など多様な主体がそれぞれ自立した存在として行政と対等な立場で連携し、協働の関係を築きながらまちづくりを進めていくことが、分権時代における札幌市の個性をいかした新たな公共をつくりだすものと考えました。さらには、市民の活動を活発化するための方法として「寄附文化の醸成」や「気軽に寄附ができるしくみ」などを提言として盛り込むことにしました。

私たちは、この提言書を踏まえて市民活動を促進するための条例がすみやかに制定され、札幌市民が誇りと幸せを共有できるまちづくりの推進の支えになることを期待しています。

2006年5月

札幌市市民活動促進条例検討協議会委員一同

少子化や高齢化、核家族化など社会情勢が大きく変わりつつあり、私たちの暮らしの中でもさまざまな課題が増えています。

例えば、「地域の実情に合った子育て支援サービスがあるといい」、「老後も住み慣れた地域で暮らしたいが身近に頼れる人がいない」、「地域のボランティア活動に若い世代の力がほしい」、「公共の施設を自分たちの手でもっと使いやすく」など、暮らしを取りまく公共サービスの課題やニーズは実にさまざまです。

これまで、暮らしの中の公共的な課題については主に行政が担ってきましたが、多様化する市民の課題やニーズの中にあっては、従来型の行政の機能だけではきめ細かく十分に対応することが難しくなっています。

一方、「何か社会の役に立ちたい」、「地域の活動にもっと積極的に関わりたい」という思いから、NPO 活動をはじめとしてボランティア活動や町内会・自治会活動などを始める人も増えています。

また、企業も、地域社会への積極的な働きかけとして社会貢献活動や助成事業などに取り組む動きが見られるようになってきました。

こうした多様な市民活動や企業の社会貢献活動の重要性が行政の限界を乗り越えるものとして強く認識されるようになり、新しい時代の公共を担う活動が大きな広がりを見せています。

私たちは、こうした“新しい公共”を創り出す活動の広がりが、多様化するこれからのまちづくりにおいてもっとも重要な力になると考えています。

札幌市においても、平成 15 年 9 月に開設された市民活動サポートセンターの登録団体数は毎年増加し、平成 18 年 3 月末現在で 1644 団体となっているほか、まちづくりセンター（旧連絡所）が関わっている地域のまちづくり活動も平成 18 年 1 月末現在で 358 事業にのぼっており、市民活動は数の上では着実に広がりを見せています。

しかしながら、市民活動をまちづくりの推進力として育てていくうえでは、まだまだ活動の障害となっている要因も多く、私たちはこうした現実的な課題にもっと目を向けなくてはなりません。そのため、これからの市民活動のビジョンとして札幌市ならではの条例をつくることにより、市民活動を効果的に促進し新しい公共の実現を目指すことが大切だと考えています。

“新しい公共”とは

“新しい公共”とは、これまでの「行政＝公共の担い手」という考えが市民の役割を軽視してきたという反省にもとづいて、「市民＝公共の担い手」を重視する考え方です。すなわち官（ガバメント）と民（プライベート）の間に公（パブリック）があるという考え方です。

この考えを基本として、“新しい公共”とは、市民、企業、行政が対等の立場で目的を共有しつつ進められる公共サービスのあり方や連携・協力のしかたを指します。

条例の必要性

- 市民活動の担い手としての市民、企業と行政がそれぞれの役割を理解し、お互いが持っている「資源」を提供し合い、合意のもとに協働を進めていくことを条例で定め、市民全体の共通認識にすることが必要です。
- 市民活動の一層の促進に向けた支援の基本的しくみやルールを条例により法的にしっかりと位置づけることが必要です。
- 市民活動促進の基本が市民の代表者で構成する議会によって条例として定められることにより、市民や企業の理解が進み、行政の役割も明確になって、市民活動を大きな推進力にすることができます。

【提 言】

(1) 目的

この条例では、市民活動を促進するための基本的な事項を定めることにより、市民一人ひとりが新しい公共の担い手として、豊かで活力ある市民主体の地域社会を築くことを目的とします。

(2) 基本理念

市民の持つ力は地域社会にとって資源であり、市民活動の担い手としての市民、企業と行政が、それぞれの立場や役割を理解しながら目的を共有し、協働を進めることが必要です。

【解 説】

(1) 目的

これまでは、公共的な課題については、主に行政がその役割を担ってきましたが、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化などにより、従来型の行政の機能だけでは解決しにくい課題も多く出てきています。

こうした状況の中、市民の自発的な活動が公共的な課題解決に力を発揮し、その価値が大きく注目されるようになりました。こうした市民活動は、札幌市においても年々広がりを見せています。

しかしながら、「市民活動の芽を今後どう育てるべきか」、「札幌のまちづくりにどう位置づけるべきか」など、基本的なしくみづくりは未整備の部分であり、市としてのビジョンの構築が求められています。

市民活動を活発化させるには、促進のためのしくみやルールが必要です。市民一人ひとりが参加しやすい環境づくり（p.5 図 1・2 参照）はもちろん、既に活動している人たちの不便を解消し、行政のあり方を改善していくことが必要です。

(2) 基本理念

市民活動をこれからのまちづくりの推進力として位置づけるには、活動の担い手としての市民を中心として、企業と行政が市民活動を支え、必要に応じて連携・協力できるよう、具体的なルールやしくみづくりを考えることが必要です。それは、「公共的な課題は行政が担うもの」という従来の考え方を見直して、市民活動をふまえた「必要な公共サービスやそれを支えるしくみとは何か」という新しい公共のあり方を模索する手立てとなります。

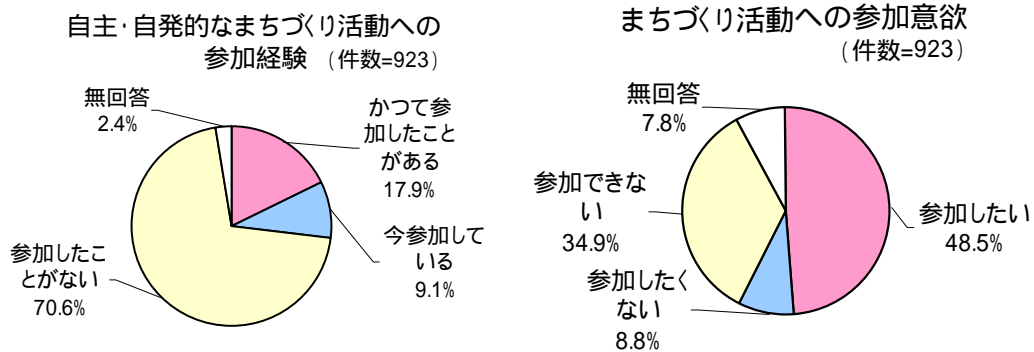
市民活動に関わるそれぞれの対等な立場・関係性が担保されるためには、協働のルールが必要であり、この考え方が条例の中でしっかりと位置づけられることが、市民活動促進のための基本であると考えます。

<協働のルール>

- 目的を共有する
- 対等な関係を築く
- お互いを理解する
- 自主性を尊重し、自立化を目指す
- 情報を公開する
- 公益性のある活動をする

札幌市民のまちづくりのための活動への参加意識

図 1

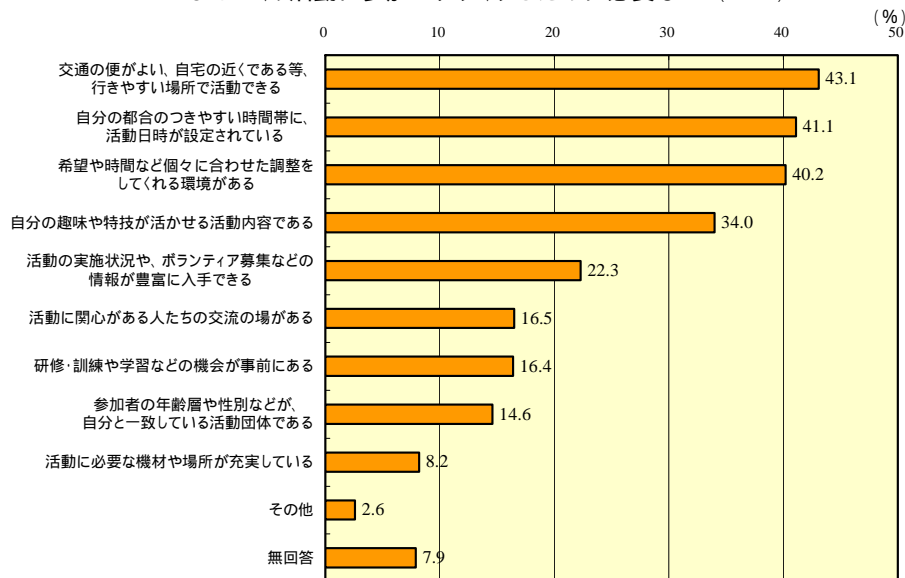


(出典：平成 16 年度 まちづくり活動への参加に関する市民意識と今後の参加促進に向けたしくみづくりに関する調査研究報告書、平成 17 年 3 月 札幌市市民局地域振興部)

ポイント：「市民活動に参加したい」と考えている人が多く、市民活動への参加意欲の高さがうかがえます。

まちづくり活動に参加しやすくするために必要なこと (N=923)

図 2



(出典：平成 16 年度 まちづくり活動への参加に関する市民意識と今後の参加促進に向けたしくみづくりに関する調査研究 報告書、平成 17 年 3 月 札幌市市民局地域振興部)

ポイント：市民活動を広めていくには、市民活動を知る機会や学習の機会を増やすこと、活動の場と交流機能の充実と、将来の担い手を育てるという意味で学校との連携が求められています。

【提 言】

この条例における市民活動は、「社会的な広がりを持つ自主的・自発的な活動」を対象とします。

ただし、次に掲げる活動は除きます。

政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反することを主たる目的とする活動

特定の公職の候補者や公職にある者、政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とする活動

宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

公益を害するおそれのある活動

【解 説】

この条例で定義される市民活動とは、「社会的な広がりを持つ自主的・自発的な活動」を対象とします。

なお、ここでいう市民活動は、無償のボランティア活動から自ら事業収入を得て運営される組織的活動まで幅広い活動を含みます。なお、事業収入を得た場合でも、収益は関係者に分配されず、事業活動のために使われます。

社会的な広がりを持つ活動とは、自分だけでなく、身近な隣人から地域の人々、世界の人々まで幅広く役立つことを目指す活動をいいます。

また、自主的・自発的な活動とは、市民が自由意思に基づき主体的におこなう活動のことです。

【提 言】

(1) 活動の場の支援

市民にとって身近な「まちづくりセンター」や「学校」など、既存の社会基盤を市民活動の拠点として有効に活用できるようにすることが必要です。また市民活動の総合的施設である「市民活動サポートセンター」を活用することも欠かせません。

(2) 情報の支援

市民活動に関する情報の質・量を高めるため、市民活動サポートセンターや市の関係窓口による情報収集・提供機能を充実させることが必要です。

(3) 資金の支援

市民活動の基盤を支え、持続性ある発展を目指すためには、資金源の確保が必要です。その手段として以下の3つを提案します。

個人市民税の1%支援制度

個人市民税の1%分を市民の自由意思によって市民活動の支援に充てることができる制度の設立を提案します。

基金制度

市民や企業からの寄附の受け皿として基金も必要です。あわせて、市民活動への寄附行為が市民や企業に浸透するよう、税制面での優遇措置の積極的なPRが望まれます。

寄附文化創造センターの創設

基金制度以外にも、市民や企業が気軽に募金や寄附ができる「(仮称)寄附文化創造センター」の創設を提案します。

(4) 人材の育成支援

コーディネーター、リーダー等活動の核となる人材の育成を支援することが必要です。

【解 説】

札幌市の調査（p.16 図 4 参照）や内閣府国民生活局の調査（p.16 図 5 参照）によると、市民活動をおこなう際の課題と必要な支援として、「資金」、「人材」、「活動の場所」、「情報」が上位にあげられています。

市民活動は、自主的・自発的な活動ではありますが、将来のまちづくりの推進力として育てていくためには、促進の障害となり得る要因を取り除き、必要な支援をすることが重要です。

活動の場、情報、資金、人材について、以下のような支援策を本格化させることを提案します。

（１）活動の場の支援

市民にとって身近な「まちづくりセンター」や「学校」など、既存の社会基盤を市民活動の拠点として有効に活用できるようにすることが必要です。また市民活動の総合的施設である「市民活動サポートセンター」を活用することも欠かせません。

ア) まちづくりセンターは、地域におけるもっとも身近なまちづくり活動の拠点であり、札幌独自の施設として市内に 87 か所もあることから、地縁型、テーマ型等多様な市民活動の交流・協働のための拠点施設として効果的に機能していくことが必要です。

イ) 市民にとって身近な施設である学校についても、余裕教室の活用、学校の空き時間帯（夜間・休日など）の利用などについて、より柔軟な活用法を検討すべきです。

ウ) 市民活動サポートセンターは、「市民活動の総合拠点施設」として公共交通機関の便のよいところにあり、また、他の札幌エルプラザ公共 3 施設（男女共同参画センター、消費者センター及び環境プラザ）とも連携を図れることから、積極的に活用できるよう PR していくとともに、その有効活用をすすめることが必要です。

(2) 情報の支援

市民活動に関する情報の質・量を高めるため、市民活動サポートセンターや市の関係窓口による情報収集・提供機能を充実させることが必要です。

ア)「まちづくり活動に参加したい」という意思を持っている市民は多くいます(p.5 図1 参照)。しかし、どのような活動があるのか、まず何をしたら良いのかが分からず、活動を始めるきっかけを持ってない場合があります。そうした人たちが気軽に参加したり交流するチャンスを提供し、また、活動の担い手同士が協力し合っって新しい活動を始めるためにも、その後押しとなる「情報」が重要です。

イ)市民が活動を始めたり、広げたり、つなげたり、深めたりするには、情報を入手しやすくすることが何よりも必要です。

ウ)市民が、市民活動の担い手による活動状況や、資金の使い方、行政による市民活動の促進状況などをチェックするためにも情報が必要です。このため、市民活動の担い手や行政は、適正な情報の提供・公開を進めることが求められます。

エ)市民活動に関するさまざまな情報は、現状では行政に集中しやすい傾向にあります。行政は、積極的に情報を提供するほか、自らも市民活動に関する情報の収集に努めることが必要です。

オ)情報の提供にあたっては、市の関連施設はもちろん、インターネットや広報誌、コミュニティ FM など多くの情報媒体を活用し、市民の多様なニーズに対応できるよう配慮することが必要です。

カ)市民活動サポートセンターは、総合拠点として活動の場の支援だけでなく、ホームページなどを通じた情報発信機能を充実させることが必要です。

キ)市民活動に関する行政内部の情報ネットワーク化を目指し、まちづくりセンターをはじめとして市民が利用しやすい公共施設等に対し、市政や地域の情報を速やかにきめ細かく分かりやすく提供することが必要です。

ク) 行政が収集・提供すべき情報としては、以下の例があげられます。

- ・ 個々の活動に関する情報
- ・ 助成金に関する情報
- ・ 市民活動に関する検討状況の情報
- ・ 基金運用など市民活動資金の使途情報

(3) 資金の支援

市民活動の担い手が活動に取り組む際の課題としてあげるもののうち、もっとも多いのが「資金不足」であり、行政に望む施策としてもっとも多い要望も「資金」に対する支援です。市民活動の基盤を支え、持続性ある発展を目指すためには、資金源の確保が必要です。

個人市民税の1%支援制度

個人市民税の1%分を市民の自由意思によって市民活動の支援に充てることのできる制度の設立を提案します。

ア) 市民活動における市民の自主・自律意識を促す意味では、市民の意思を反映しやすい資金源の確保が望まれます。その手段として、個人市民税の1%を、市民が自由意思によって市民活動に充てることのできる制度が望まれます。

イ) 「市民活動を支援したい人が自分の意思で1%の使途を選べる」というしくみは、市民活動や市政に対する市民の意識を向上させる大きなきっかけとなります。「税金は徴収されるもの = 公共サービスは専ら行政が担うもの」という官依存意識から、「わずか1%でも使途を選べる = 公共サービスに市民参加は不可欠」という意識の進化を促すことができます。

ウ) 制度の具体化にあたっては、他都市の例なども勘案しながら、調達・配分方法、運用方法などに公平性を担保できることが必要です。

エ) 市民活動における協働のルール(p.4)を保つためには、制度の運用にあたって行政による市民活動の評価や資金配分の介入を避けることができるよう、第三者機関に権限を委ねることも必要です。

オ) 上記支援策の導入にあたっては、公共サービスへの市民参加のあり方について、モニタリングなどの事前調査を通じて市民の意識・ニーズを把握することが肝要です。

市民活動を支える1%支援制度に関する協議会での議論

協議会の中で、もっとも時間をかけて議論したのが「1%支援制度」についてでした。

この制度は、希望する市民が自分の個人市民税の1%を市民活動の支援に充てることができるもので、その検討モデルの一つとしてあげられたのが千葉県市川市が平成17年に導入した制度です。

千葉県市川市の制度では、支援する市民活動の団体などを指定することができます。

協議会では、税金の一部を市民活動のために確保することと、その目安として個人市民税の1%分とするものの趣旨については了解されました。

しかし、市川市とまったく同様の制度を札幌市にあてはめて良いかどうかについては、各論の部分で検討すべき点が多くあり、委員の意見は必ずしも一致しませんでした。

しかし、新しい公共を目指すうえで、市民活動の足腰をしっかりと支える資金源の確保は必要であり、その具体化にあたっては今後も詳細に検討していくことが必要であると協議会は考えています。

【導入賛成の主な意見】

- 市民が税に対して興味を持つようになり、税金を払うことの意欲が出る。
- 市民に選択肢を与えるという意味で、市民活動を一步前進させることになる。
- 市の判断で支援の対象となる活動を決めるのではなく、個々の市民の意思が反映される。
- 市民の支援を得るために自分たちの活動を理解してもらう努力が生まれるほか、活動の情報公開が進む。

【導入反対の主な意見】

- 希望する市民の個人市民税1%を使うのではなく、市民活動の原点に戻って、純粋な気持ちの寄附の方が良い。
- 今後あった方が良いかもしれないが、厳しい市の財政事情を考えると今回の提言に入れるべきではない。
- 市民活動と税金を結びつける段階にまだないし、受けとめられるほど、市民活動は成熟していない。
- 市川市の方式だとアピールの上手な組織にばかり、資金が流れるおそれがある。地味な市民活動にも資金が流れるようにすることが必要である。

基金制度

市民や企業からの寄附の受け皿として基金も必要です。あわせて、市民活動への寄附行為が市民や企業に浸透するよう、税制面での優遇措置の積極的なPRが望まれます。

ア) 市民活動を支えるためには、市民や企業等の善意をかたちにした「寄附」を募ることにより、活動資金の原資に充てる必要があります。

イ) 寄附を集めるためには、市民や企業からの「寄附の受け皿」となる基金を整備する必要があります。

ウ) 寄附に対する税金の控除などが受けられるような「寄附を促すしくみ」を整える必要があります。

エ) 市民や企業からの寄附を市が受けたときには「公金」として扱われることから、資金を支援するにあたっては、第三者機関による透明性、公平性の高い審査が必要です。

寄附文化創造センターの創設

基金制度以外にも、市民や企業が気軽に募金や寄附ができる「(仮称)寄附文化創造センター」の創設を提案します。

ア) 市民の寄附に対する理解を深め、意識を高めるための活動を行う組織として「(仮称)寄附文化創造センター」の創設を提案します。この組織は、市民、企業および行政の協働によって運営されることが望ましいと考えます(「7 行政に望まれること」参照)。

イ) 市民や企業に寄附促進のためのPRをおこなうほか、相談窓口を設けるなどして寄附の拡大を図る一方、市民が気軽に寄附を行えるしくみなどを検討する必要があります。

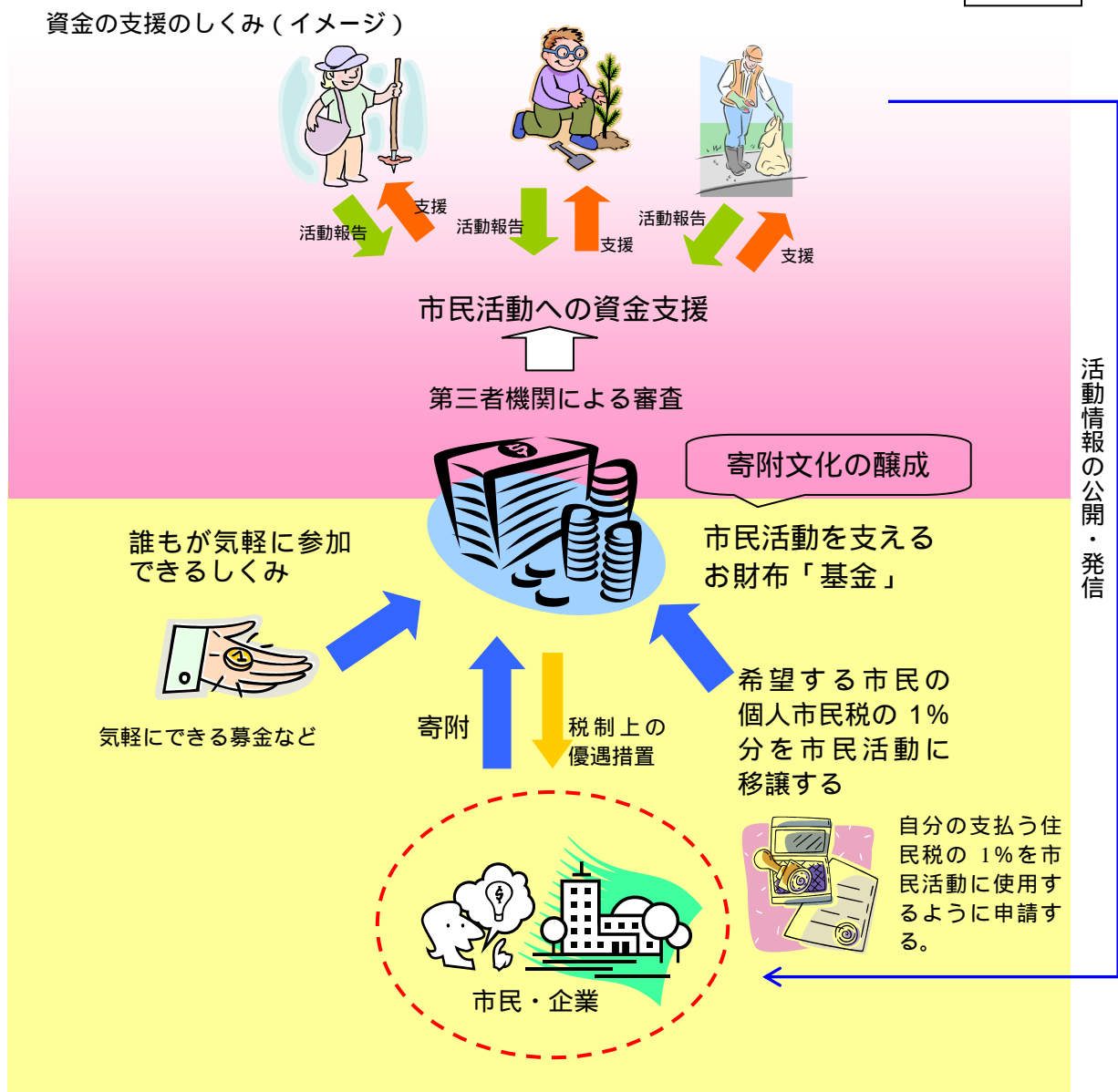
ウ) 寄附は、個人であれば所得税法上の寄附金控除と地方税法上(市民税)の寄附金の控除、法人であれば法人税法の寄附金の全額損金算入ができることなどを積極的にPRする必要があります。

エ)多くの市民に市民活動への関心を持ってもらうために、資金を集めるしくみにおいても参加性を高める工夫が必要です。

また、実際に活動ができない市民にとっても、募金や寄附は市民活動への参加方法の一つでもあります。

- ・ワンコイン募金
- ・公共施設・企業等への募金箱の設置
- ・会費制（反復的寄附）の導入
- ・寄附の口座引落とし

図 3



(4) 人材の育成支援

コーディネーター、リーダー等活動の核となる人材の育成を支援することが必要です。

市民活動をまちづくりに生かし、戦略的かつ継続的に推進していくには、「人」の問題が非常に重要です。

コーディネーター、リーダー等活動の核となる人材育成

ア) 充実した市民活動の中心には、必ずキーパーソンといわれる人材がいます。こうした人材を絶やすことなく、次代の市民活動につなげていくためには、熱意ある人材をリーダーとして育成できる環境づくりが望まれます。

イ) 市民活動のキーパーソンをまちづくりの推進力として育成するには、市民・企業・行政を結びつけるコーディネーターとしての要素も欠かせません。市民に対しては活動の意義を伝え参加意識向上を促す牽引役として、行政にはまちづくりを共に考える提言者として、企業には活動支援に理解と協力を求めるプロデューサーとしての役割など、さまざまな資質が求められます。

ウ) 上記のような人材を発掘・育成するため、活動に関する専門的知識や活動の組み立て方、活動を支えるマネジメント技術、市民活動におけるリーダーシップ、合意形成の方法などをテーマにした研修会などで意識の向上を図ることが必要です。

活動を支える人材育成

市民活動への関心を高め、より広く参加機会を増やしたり、担い手同士のネットワーク形成を促すために、以下の活動も望まれます。

ア) 大学をはじめとする高等教育機関などと連携しながら講座等を企画・実施することが必要です。

イ) 子どもから大人まで世代・年齢に応じた市民活動の体験プログラム(インターンシップ)を実施することが必要です。

ウ) 退職時期を迎える団塊の世代などの市民が活動の担い手となってもらえるよう、働きかけることも必要です。

エ) 必要とされる人材を、求めている団体へつなぐしくみをつくることが必要です。

まちづくりセンターによる人材育成

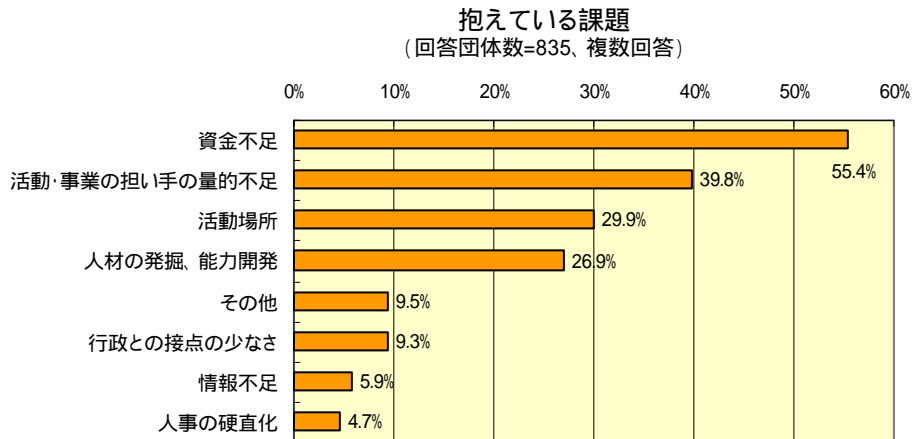
市民生活に密着した地域のまちづくり活動を支援するため、まちづくりセンターの役割としては以下のことが望まれます。

ア) 多様な市民活動の連携を広げていくための活動の担い手を発掘することが必要です。

イ) 特に、退職時期を迎える団塊の世代や元気な高齢者を発掘して、それらの人たちがこれまで培ってきた技術や経験を、まちづくりに役立てられるような働きかけが必要です。

市民活動をおこなう際の課題と必要な支援

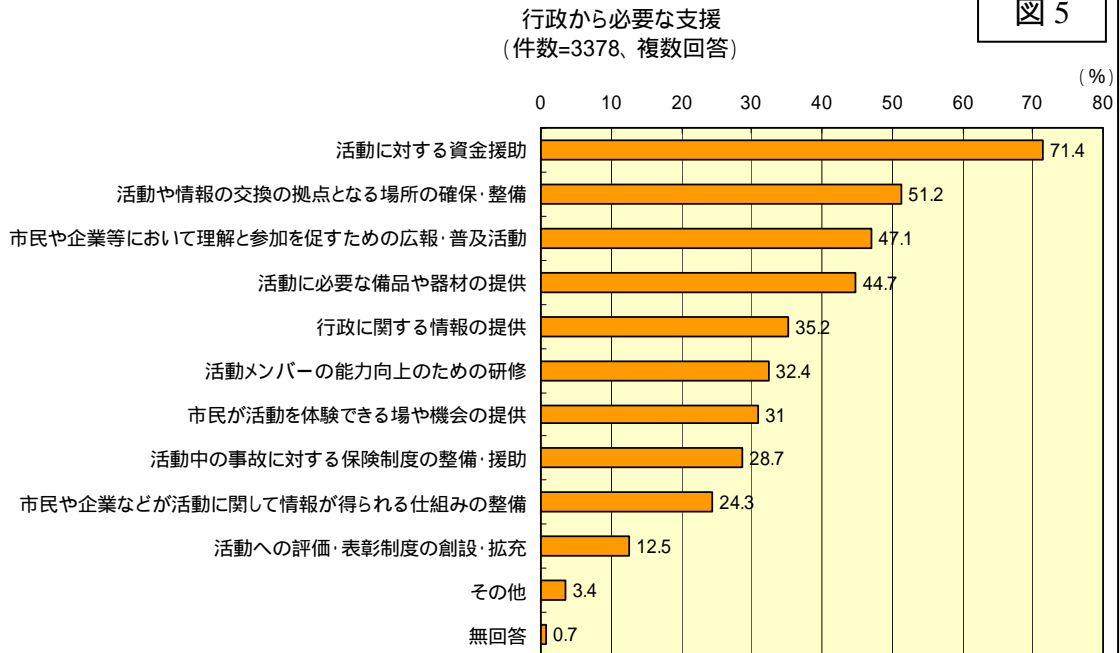
図 4



(札幌市市民活動サポートセンター登録団体)
(出典：2003.12 札幌市市民活動促進担当課調査)

ポイント：市民活動をおこなう上でもっとも課題とされているのは「資金不足」です。「人手の確保」や「活動場所の確保」、また、「人材・能力」も課題としている割合が高くなっています。

図 5



(全国の市民活動団体 3,378 内訳 NPO 法人 912 任意団体 2,466)
(出典：平成 16 年度市民活動団体基本調査報告書、平成 17 年 10 月、内閣府国民生活局)

ポイント：活動を継続していく上で行政に対しては「資金面での支援」「活動場所の確保・整備」、普及啓発を含めた「情報」の提供・共有が求められています。その他、能力向上を目指して「研修の実施」などが求められています。

【提 言】

市民活動の担い手としての市民は、自ら公共を担うものとしての自覚を持って活動の充実を図るとともに、その活動内容を広く市民に知らせ、理解されるように努める必要があります。

【解 説】

市民活動の充実を図るために、その担い手としての市民には、次のことが期待されます。

- ア) 活動目的・目標を明確にし、特性を活かしながら地域社会に役立つ活動を目指すこと。
- イ) 公共的な活動において外部と連携・協力する場合、互いの立場を理解し、尊重し合いながら活動すること。
- ウ) 活動に関する情報の積極的な発信に努めること。

【提 言】

地域社会の構成員として市民活動への理解に努めるとともに、企業が有する資源を活用して地域社会への貢献に努めることが望まれます。

【解 説】

企業は、製品やサービスの供給、雇用の創出、納税など、本来の業務を通じて、その社会的責務を果たしています。(p.22 図 6・7 参照)

さらに、企業が、市民活動に対して理解を深め、社会貢献することにより、地域全体が市民活動を支えていくことにつながります。

ア) 企業の市民活動に対する寄附は、イメージアップにつながるだけでなく社会的に意味を持つ大切なことです。

イ) 従業員が市民活動に参加しその特技や専門性を還元して社会貢献をおこなうことが大切です。

ウ) 企業が本来有しているさまざまな資源(人材、施設・設備、資金、情報、経営感覚、情報など)を提供することで、社会貢献をおこなうことが大切です。

【企業が現に行っている活動の事例】

- ・ 独自の助成金制度の創設
- ・ 社員のボランティア・社会貢献活動を促進するための制度
(ボランティア休暇・休職制度、ボランティア活動者表彰・登録制度、ボランティア研修制度、退職者ボランティア支援制度、マッチングギフト資金支援制度、地域貢献活動促進運動)
- ・ 文化・芸術振興のためのコンクールの開催
- ・ スポーツ施設の開放
- ・ 専門を活かした講習会の実施 など

【提言】

市民活動を活発にするためには、以下のことが必要です。

- (1) 市民活動を支援するための基本計画の策定
- (2) 行政における支援体制の整備
- (3) 市民活動の担い手と行政との協働の推進
- (4) (仮称) 寄附文化創造センターの創設



【解説】

市民活動は自発的なものであり、本来はその活動を見守ることが大切です。その上で市が市民活動の促進をおこなう場合には、組織的な対応と人的な対応の両面から支援をすることが必要です。

(1) 市民活動を支援するための基本計画の策定

行政は市民活動を尊重したうえで支援をすることが必要です。具体的な支援については、活動の担い手として、市民、企業それぞれの立場や役割を理解したうえで、効果的な基本計画を策定し、実行することが必要です。

(2) 行政における支援体制の整備

職員の啓発・育成

ア) 研修等により、職員が市民活動に関する理解を深めることが必要です。

イ) 職員が市民の立場で市民活動に関わるなど、活動現場への理解を深めることも大切です。

各部所内の責任ある対応と組織横断的な機能の充実

次のような段階に応じた適切な対応が必要です。

ア) 市民活動をおこなうときに活動の担い手が気軽に相談や質問ができるよう、活動の担い手の立場を理解し、責任を持って適切な対応をすることが基本です。

イ) 日常的な市民活動に関する課題解決のために、関係する各部所とも連携・協力し合える体制を整えることが必要です。

ウ) 市民ニーズの多様化に伴い、さまざまな部所のノウハウを必要とする事例が増えているため、市民活動を促進することを目的に横断的な検討体制を一層充実させることが大切です。

区役所やまちづくりセンターによる地域との連携

ア) 札幌市の調査 (p.23 表 1 参照) によると、平成 16 年 4 月、まちづくりセンター (旧連絡所) が誕生して以降、同センターが関係したまちづくりに関係する活動事例は、防犯、防災、子育て、環境問題などの地域課題解決型をはじめ 263 に上り、今後も増加が予想されます。

イ) 今後、10 か所の区役所や 87 か所のまちづくりセンターが、市民活動との連携を一層深めることにより、さまざまな活動の担い手が集い、情報交換ができる場として活用されるようにすべきです。

(3) 市民活動の担い手と行政との協働の推進

平成 16 年内閣府国民生活白書 (p.23 図 8 参照) によると、『協働事業をより良くするために行政に求めること』としては、支援の他に、「対等なパートナーシップの構築」、「施策実施の段階から協議の実施」、「認識を深めること」などがあげられています。したがって、行政には、次の視点が必要です。

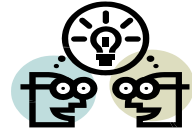
ア) 行政は、活動の担い手としての市民、企業に対し、協働のルール (「2 この条例の目的と基本理念」参照) について理解を得るとともに、行政自身が協働のルールを尊重することが必要です。

イ) 行政が活動の担い手と協働で事業をおこなう場合、相手先の決定にあたっては、公正性・公平性を保つとともに、事業遂行が可能であることの根拠となるしくみを検討することが必要です。

ウ) 行政が活動の担い手と協働で事業をおこなう場合、プロセスを含む自己評価・相互評価のしくみを検討することが必要です。

エ) 行政は、協働する際のルールを基本にしながら、活動の担い手との関係においてさまざまな協働の手法・手続きを検討することが必要です。

オ) 行政は、活動の担い手である市民、企業などからの提案について、協働のルールに基づき、適切に対応していくことが大切です。



【協働の手法としては以下の事例があります】

いずれも、「市が与える」視点から「協働する」視点への切替えが必要です。

| | |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 協働の手法（例） | |
| 補助・助成 | 活動の担い手が主体となる公共的な事業に対して資金援助をおこなうこと。 |
| 事業共催 | 活動の担い手と市双方の主催で活動や事業をおこなう場合に用いる。役割分担に応じた責任をはたす。 |
| 委託 | 活動の担い手が、その技術や専門性などの特長を發揮できるような場合、双方の長所が活かされるよう十分な協議と調整を行いながら契約し、活動や事業をおこなう。 |
| 後援 | 活動の担い手が自主的に活動や事業をおこなう場合に、市による信用の付与が、活動の担い手にとって地域での信頼や指示を得ていく上で大きな意味がある場合に用いる。 |
| 事業協力 | 活動の担い手と市双方が、公金を使わなくても、効果的な事業展開ができる場合に用いる。 |
| 協働契約 | 新しい協働の手法であり、活動の担い手と市がともに対等な事業主体となり、役割分担を図るようにする契約、協定のことをいう。 |

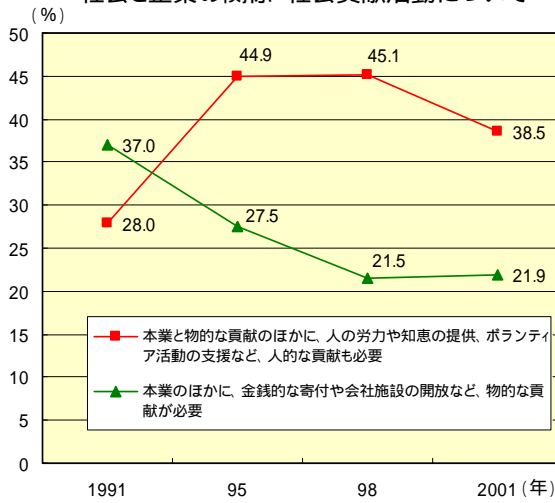
(4)(仮称)寄附文化創造センターの創設

市民活動を支えるためには、市民や企業等の善意をかたちにした「寄附」を募り、それを市民活動の資金としていくことが必要です。

そのために、「(仮称)寄附文化創造センター」を創設するなど、札幌市民や企業に寄附文化を醸成していくことを積極的に進めることが必要です。

図 6

社会と企業の関係・社会貢献活動について

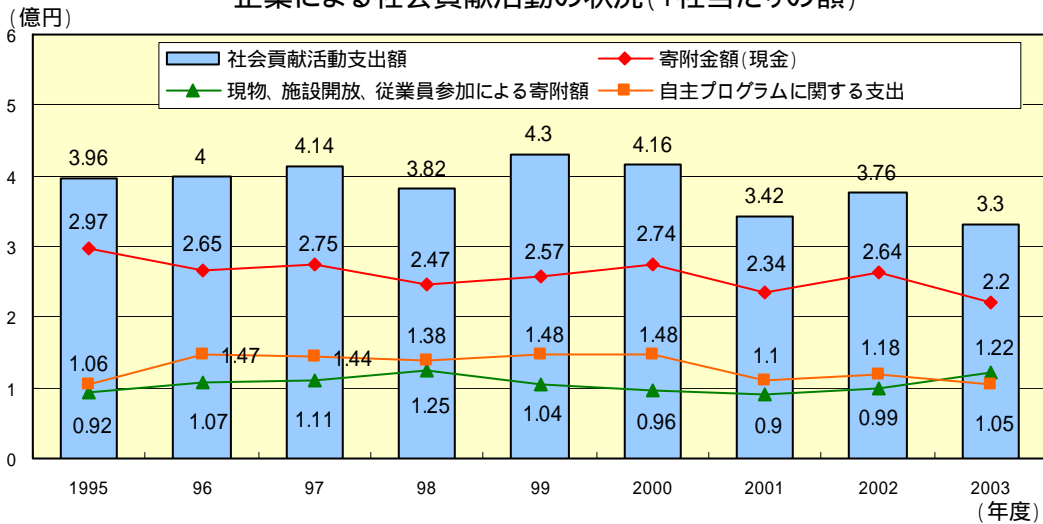


(出典：平成 16 年版国民生活白書、内閣府国民生活局)

ポイント：企業の社会貢献活動は、寄附金を含めた物的貢献だけではなく、従業員の参加などを含めた人的な貢献も必要だという認識が高まっています。

図 7

企業による社会貢献活動の状況(1社当たりの額)



* (社)日本経済団体連合会会員企業及び 1%クラブ法人会員に対する調査のうち、社会貢献活動支出額、寄附金額、自主プログラムに関する支出額、現金以外の寄附(現物寄附、施設開放、従業員参加、その他)の金額換算についての回答

(出典：2003 年度社会貢献活動実績調査結果、(社)日本経済団体連合会)

ポイント：企業の社会貢献活動への支出額を見ると、経済が低迷している状況でも一定の水準を保っています。企業の社会貢献活動の重要性が認識として定着してきているといえます。

表 1

まちづくり活動事例の分類統計

| 項 目 | 既存 | 新規 | 合計 |
|----------|----|-----|-----|
| 地域課題解決 | 34 | 142 | 176 |
| コミュニティ促進 | 33 | 53 | 86 |
| 地域特性着目 | 14 | 29 | 43 |
| 地域スキルアップ | 5 | 14 | 19 |
| 情報交流 | 5 | 15 | 20 |
| 合意形成 | 4 | 6 | 10 |
| その他 | 0 | 4 | 4 |
| 合 計 | 95 | 263 | 358 |

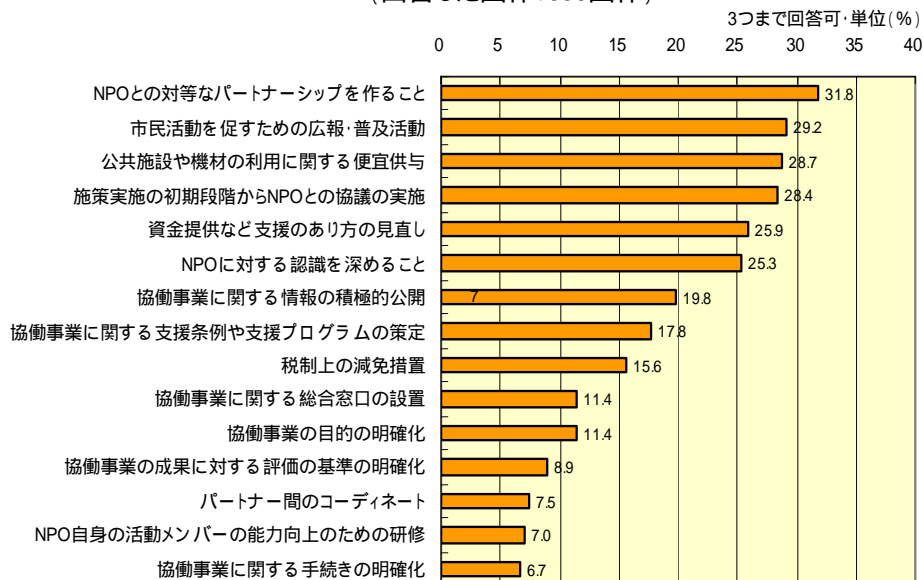
(出典：札幌市市民まちづくり局調査、平成 18 年 1 月末現在)

一部ジャンルが重複するため、分類の合計数はまちづくり活動事例の数とは異なる。

ポイント：まちづくりセンターでは、これまでもまちづくり活動に関する取組みが数多く行われています。

図 8

協働事業をより良くするために行政に求めること
(回答した団体:539団体)



(出典：平成 16 年版国民生活白書、内閣府国民生活局)

ポイント：協働を進める上で、行政に対して「対等なパートナーシップを構築すること」、「資金・資材の支援をすること」、「認識を深めること」が求められています。

【提 言】

条例を実効性あるものとし、時代の変化に的確に対応させていくために、市民、企業および行政が、率直に意見を出し合い課題を共有する場として「（仮称）市民活動促進テーブル」が必要です。

このテーブルでは、主に以下の事項について評価、アドバイス等を行います。

条例の内容の検証

条例を踏まえて作成する基本計画による施策・事業の実施状況

市民活動に関する現状の課題と分析

市民活動を支援するための基本計画への提言



【解 説】

市民活動は、時代と共に変化していく市民ニーズ・社会情勢の影響を受けて、さらに多様化し、それに応じて活動を促進するために求められる支援策も変化していくと考えられます。

そのような状況の変化をしっかりと認識し、条例の目的を達成するためには、市民、企業および行政が、率直に意見を出し合い課題を共有する場として「（仮称）市民活動促進テーブル」が必要です。

このテーブルでの会議内容については、ホームページなど多様な広報手段で情報発信していくことが必要です。

- 杉岡 直人 (北星学園大学教授)
- ・大橋 良一 (平岡地区町内会連合会会長・クリーンさっぽろ衛生推進
連絡協議会会長)
 - ・加賀 千登世 (プランナー・コピーライター)
 - ・佐藤 隆 (NPO 法人 NPO 推進北海道会議理事・事務局長)
 - ・樽見 弘紀 (北海学園大学教授)
 - ・平中 優子 (八軒地区町内会連合会女性部長・西区女性部連絡協議会
会長)
 - ・向井 和恵 (市立札幌病院ボランティアの会「やさしさ・ジェントル」
ボランティアコーディネーター)
 - ・宇野 保子 (公募委員)
 - ・水崎 呈 (公募委員)
 - ・山上 千尋 (公募委員)
- (: 委員長)

提言提出までの経緯

～札幌市市民活動促進条例検討協議会の検討状況について～

1 札幌市市民活動促進検討協議会の設置の目的

札幌市市民活動促進条例検討協議会は、札幌市が平成 18 年度に制定を目指す条例に関する基本的な考え方を整理し、札幌市長に対し提言を行うために設置されました。

多様な市民活動を促進するための条例を目指して、私たち協議会委員は、市民の幅広い意向を反映するよう議論を進めました。

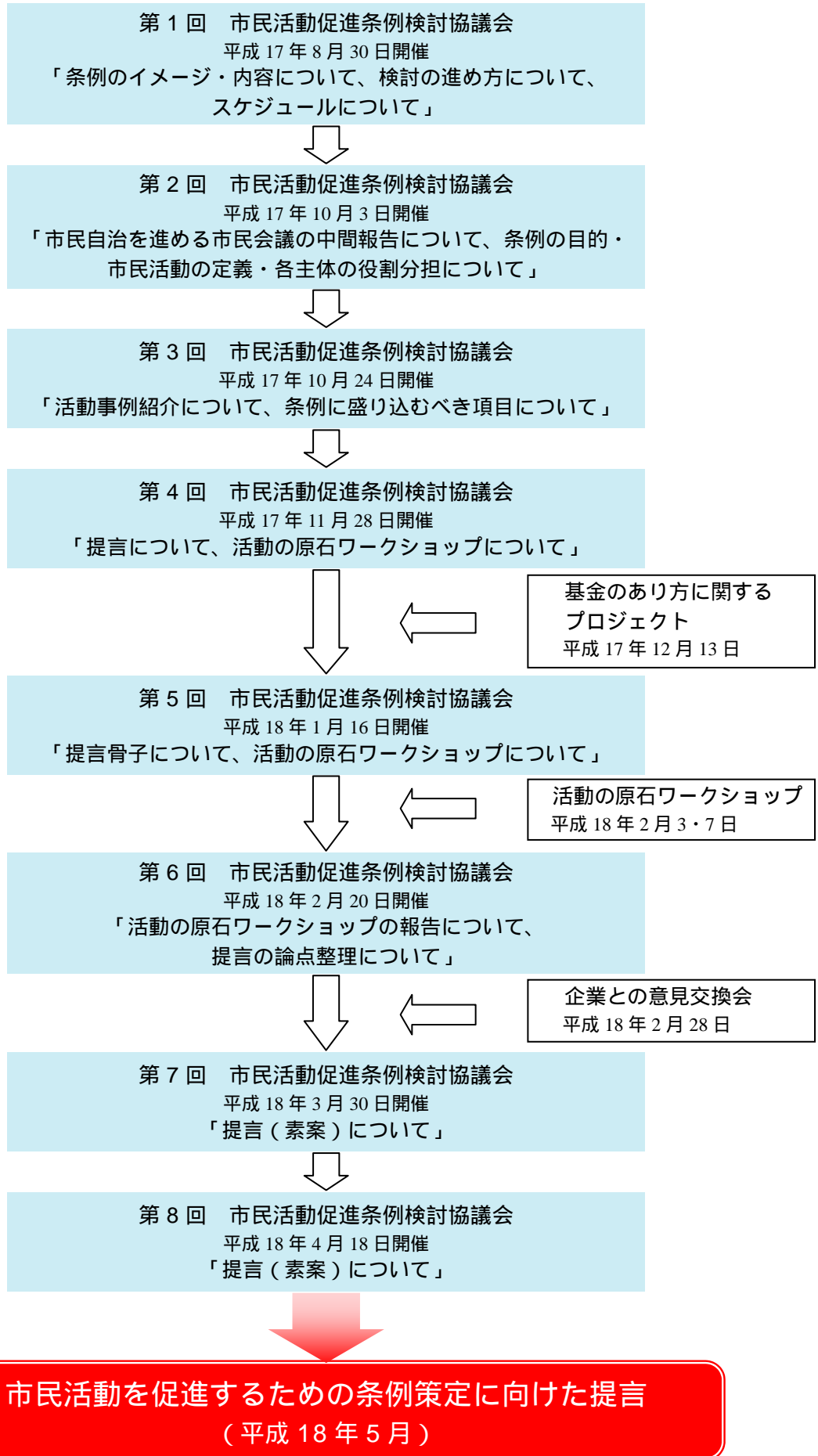
2 活動の経過

私たち協議会委員は、平成 17 年 8 月から平成 18 年 4 月まで、ほぼ 1 か月に 1 回のペースで 8 回の会議を開催するとともに、ワークショップや企業との意見交換会を行うなど、精力的に協議を進めました。

なお、次ページのとおり、同協議会の議論の経過を示します。

この資料編は、今までの意見や議論をもとに、提言に至るまでの主な内容についてまとめたものです。

「3 協議会等での議論の概要」掲載にあたっては、できるだけ元の言い回しや発言の趣旨を大事にしながら、表現を簡単にしたり、重複内容をまとめたりしている場合があります。



3 協議会等での議論の概要

第 1 回 市民活動促進条例検討協議会（平成 17 年 8 月 30 日）

テーマ

「条例のイメージ・内容について、検討の進め方について、スケジュールについて」

協議の概要（意見等）

条例のイメージ

- ア．行政が市民と密着していることを市民に理解してもらえるような条例になればよい。
- イ．条例はポジティブなもの、先駆性・その先を考えていることが大切である。
- ウ．条例はルールを示すのではなく、前向きになれる内容にすることが必要である。
- エ．問題があれば議論する条例である必要がある。

条例の内容について

- ア．24 色の色鉛筆より、12 色の使いやすい色鉛筆でありたい。
- イ．ひとつでよいので、「札幌方式」（具体的なもの、他にはないような札幌らしいもの、アクションプランなど）を盛り込むことが必要。それが発信力にもつながる。
- ウ．市民憲章の精神を活かすようにする。
- エ．行政の対応と横の連携を示すことが大切ではないか。
- オ．市民活動を進めるにあたり、多くの知識を持っている職員の参加を進めたほうがよい。

検討を進めるにあたり

- ア．使い勝手のよい条例のためにこのようなところに手当てが必要というようなこと（しくみ・しかけ）などのポイントとなる部分を整理する必要がある。
- イ．札幌市の職員も市民なので、職員の自由度を縛らないようにすべきである。

市民活動の捉え方について

- ・地縁とテーマ志向の 2 つを示せばよいのではないか。

第2回 市民活動促進条例検討協議会（平成17年10月3日）

テーマ

「市民自治を進める市民会議の中間報告について、条例の目的、市民活動の定義、各主体の役割分担について」

協議の概要（意見等）

- ア．お互いが関わりを持って活動に取り組む「ネットワーク」を持ち、協力するということが大切である。
- イ．市民活動を行いたい市民にもメリットがあるべきである。活動したくなることが条例に盛り込まれていることも必要である。
- ウ．市民活動は主体的なものであるから、自分たちが考えコラボレーションするもの。それが「公的領域」に係わると行政との関係になる。そこをサポートする具体的なイメージになるとよい。
- エ．市役所でなければできないことは直営で、市民にアイデアがあるものは委託でというように、行政と市民との役割分担を明確にする機会である。行政は中途半端に関わらないということ。
- オ．委託になると上下関係になる。対等な立場になる協定、その協定を保障する条例になるべきである。
- カ．協定を結べる相手かどうかというのが大事であり、市民活動の担い手が協定書を結べるほど育っていない場合もある。
- キ．条例の制定により市民の自覚・自立を促し、その結果意識が高まり、札幌市の民度が高まることを目指すのだと思う。
- ク．直接的でなくても、人の幸せを考えられる条例にすることが大切である。
- ケ．市民活動団体などがもっと水平方向に連携できるものができればよい。
- コ．高齢社会となることから、高齢者にとっても分かりやすいことが必要である。
- サ．市民活動はほとんどが公的な側面を持っているというスタンスで考える。
- シ．市民はまずアイデアが先行し、発展的に進めていくには、つなぎ手であり情報を有している行政の役割が重要である。情報・ネットワークが重要である。
- ス．市民のアイデアから始まる協働、事業提案も活かせる条例にしたほうがよい。
- セ．市民と行政が対等な立場を明確にすることが大切である。
- ソ．公的な市民活動がたくさんあり、それを促進するための行政のしくみが大切である。
- タ．補完の原則がよいと思う。自主自発のしかけを示すことが大切である。
- チ．市民活動促進担当課以外で、市民活動への理解不足という話をよく聞くので、研修などにより、そうならない工夫をすることが必要である。
- ツ．市役所職員には、タテ割りの中で事柄がたらい回しにならないためにも、まずは聴き取る能力、説明する能力が必要だと思う。
- テ．岩手県では、担当課長補佐がNPO担当になっている。市役所が市民活動と向き合うためのシステムをつくるのが大切である。
- ト．分権化が進んでいるので、区にもっと市民活動促進に関する権限を持たせたほうがよい。具体的なしくみとして整理することが必要である。
- ナ．市民活動を行うときに、どこに何を言えばいいかわからない。包括的な部所が必要である。
- ニ．事業者にどのような市民活動をしてもらうかが大切であり、事業者理解されないといけない。
- ハ．市民がワクワクするようなお祭りのようなもので、参加できる制度があるのもよい。うまくいった場合、それが成功事例になって好循環を生み出す。
- ヒ．市民個人の思い、つづやきを社会化するしくみとして、またその担い手である市民活動団体を社会化すること。
- フ．又．自覚・自立を促すためには、自分のまわりに対し、自分のこととして関心を持つことが大切であり、関心を持ちやすいシステムにすることが必要である。
- ヘ．NPOを始める、継続するためには「覚悟」が必要である。
- ニ．市民活動の担い手はよいことをしているという甘えを捨て、「することに意味がある」と社会で正当な評価が得られるよう努力する。
- ハ．市民は、できることは進んで参加し、新たなまちづくりを目指すのが大切である。
- ヒ．市民は市役所ががんばれるよう応援しよう、ということを入れたい。
- フ．委託などの事業に関して、よりよくしていくための評価が必要だと思う。
- ヘ．条例をつくった後のフォロー（きちんと機能させるため）についても盛り込むべきである。

第 3 回 市民活動促進条例検討協議会（平成 17 年 10 月 2 4 日）

テーマ

「活動事例紹介について、条例に盛り込むべき項目について」

協議の概要（意見等）

（ 1 ）提言全般について

市民活動の定義について

ア．市民活動を広く捉えていくことが必要である。

イ．市民活動とは、自由意志に基づき、関わって楽しいもので、別の活動に関わるのも、それまでいた活動をやめるのも自由であるべきである。

町内会と NPO の連携について

・活動内容により町内会だけでは難しいので、町内会と NPO が連携していくことが必要である。

活動拠点について

・行政のもつ建物や学校を協働プロジェクトなどの活動に開放すべきである。

区の役割・機能の充実

・身近な区・まちづくりセンターの機能の充実が必要である。

情報の公開・説明責任

ア．町内会は、地縁団体であるが、そこでの情報は他の地域にも共通していることがあるので、情報の共有化による問題意識の共有が必要である。

イ．町内会組織でも情報の共有化が必要であるが、行政と町内会の間でも情報の共有化が欠かせないと思う。

ウ．情報公開・透明性というが、税金なので公開は当たり前である。

人材

ア．町内会で世代間交流を活発にするしかけがほしい。

イ．市民活動の担い手がネットワークをつくりやすい環境が必要である。

表彰制度について

ア．官が民を表彰する形式は反対である。 がんばっている活動を知るという意味での表彰と、顕彰、広報が一体となって行われるべきである。

イ．民が官を表彰するという逆転の発想が必要である。

（ 2 ）フォーラムの開催について（第 4 回以降「活動の原石ワークショップ」）

ア．市民の意見を広く聞くことを目的とするならば、複数回の開催が望ましいのではないかと。

イ．フォーラムについての提案を委員から募った上で、お金のかからない形での開催を検討する。

第 4 回 市民活動促進条例検討協議会（平成 17 年 11 月 28 日）

テーマ

「提言について、活動の原石ワークショップについて」

協議の概要（意見等）

（1）提言について

・委員有志による基金のあり方に関するプロジェクトを設けることとした。

資金

ア．札幌らしいファンド（基金）のアイデアを出せるとよい。集まりやすく使いやすいものを考える。

イ．市民活動を進めていくためには、税制優遇の問題は避けて通れない。

ウ．基金の考え方としては、これまで公共的に使われるものについては、すべて税金という形で徴収されているものを市民活動にどのように活かしていくか、その根本のところから考える必要がある。

エ．財政的支援の内容については、現在市民活動に取り組んでいる、興味を持っている人だけでなく、これから活動を始め人にも関心を持てるしくみが大事である。

オ．寄附制度をつくることで、寄附そのものが増えるようにしていけばよい。

カ．市民活動団体の財政的支援には、人件費など団体の維持に関わるものは対象としないなど用途にしばりのあるものは多い。これも条例の財政支援のポイントとなる。

人材

ア．マネジメントとリーダーなどを期待する。市民活動の促進の担い手である。

イ．札幌市職員の持っている専門的知識を市民活動の促進に利用することも必要である。

ウ．時代に合わせてコーディネーターの育成プログラムを組んでいけるようになるとうい。

エ．コーディネーター・活動を担う人・相談窓口・アドバイザーの育成が必要である。

その他

ア．市民と役所の共同オフィスで条例について検証したり進めていくようなことが必要。

イ．条例によって、誰もが使える機能（道具）が盛り込まれていることが必要である。

ウ．市民活動を、担い手と行政等とが対等に進めていくことを示すべきである。

エ．条例の工程管理、アクションプランの管理を行うべきである。

オ．時代が変わっても、条例の中に市民憲章の精神は活かされるべきである。

カ．条例について年齢の若い小・中学生向けのものがないかと思う。

キ．条例は、チェック体制を合わせてつくることが必要である。

ク．協働の推進、協働の契約など、下請けの関係にならないようにすることが必要である。

（2）活動の原石ワークショップについて

ア．市内 2 箇所（西区・清田区）で 2 月 10 日くらいまでに開催する。

イ．日程・会場については、取り組み事例の紹介者の予定を勘案し設定する（ちえりあ、清田区民センターなどが候補である）。

ウ．各委員は、どちらかのワークショップには必ず参加する。

基金のあり方に関するプロジェクト（平成 17 年 12 月 13 日）

まとめ

ア．市民や企業が寄附するための受け皿となり、税制優遇措置のある基金の設立（横浜市方式）。

イ．希望する個人市民税の 1% を市民活動団体への支援に充てる 1% 支援制度（市川市方式）。

ウ．寄附文化創造課の設立又はそのような機能を持ったしくみづくり。

これらのしくみを合わせていくことが必要である。

第5回 市民活動促進条例検討協議会（平成18年1月16日）

テーマ

「提言骨子について、活動の原石ワークショップについて」

協議の概要（意見等）

（1）提言の骨子について

構成の並びについて（修正指示）

・市民活動を促進するしくみが今までは不十分だったことから、支援が必要という流れにする。

項目の内容について

ア．市民と行政が一緒に行う研修や協働で検討をする事業についても盛り込んでほしい。

イ．協働のかたちとして、市民活動の担い手がただの下請けとならないようにしていくことが必要である。

ウ．市民による市民活動の応援の精神を育てていこうという方向性が必要である。

資金について

12月13日の基金のあり方に関するプロジェクトの結果報告

ア．市川市の1%制度、つまり市川方式を参考に、名称を「さっぽろ1%元気税」とする。同時に、市民税を納めていない人の意思表示として、横浜市のような寄附方式である「さっぽろ元気寄附控除」。寄附方式は、寄附者の意思が通るようにして、個人は寄附金控除、法人は損金算入が受けられるようにするとインセンティブが高まる。

イ．納税者以外の主婦が関われないのであれば、市民税を払っているご家族と話し合って指定先を決めればよい。税金を払っていない人は寄附をとおして参加できる。

ウ．元気税は、市民が税に対して興味を持つようになり意欲が出る。この方法は、過度の節税への抑制効果など波及効果がある。

エ．公共の領域にはさまざまな仕事がある。これからは行政をスリム化していき重要な部分のみを行政が担い、それを補完するのが市民参加であり、税金や寄附は市民参加の一つである。

オ．自治体が市民の面倒を見られるものではなく、市民活動の営みでフォローしてもらうには、活動に対する資金の支援も必要である。

カ．市民活動と税金を結びつける段階にはまだない。それを受け止められるほど市民活動はまだ成熟していない。子どもも高齢者にもつながる、今まで活動に参加していなかった人が気づけるような方法を考えることが大事である。

キ．寄附で基金をつくるのはよい。税金を活用するのではなく、身近な方法、日常の中で寄附をし、支援するやり方を考えた方がよい。ユニークな方法、言葉を書いて、市民にPRして理解してもらうのがよい。基金に税金を使うのではなく、市民活動の原点に戻って、純粋な気持ちの寄附のほうがよい。

ク．税を利用した基金のしくみとしては、寄附すると市民税が減額になるということでないか。

ケ．団体への寄附に対する税制優遇が現在は認定NPO法人にしかなく、他の数多くのNPOには控除がない。札幌は独自にNPOに対する税制優遇を設けるべきである。

コ．税金の一部を基金に積み立てることに抵抗感・違和感がある。

サ．民間企業からの寄附を増やすように働きかけるようにしてはどうか。

シ．資金の支援については、税と寄附を組み合わせ、団体・活動・基金を選べるようにする。活動を応援することなので、活動メニューを充実することが大事である。

ス．財政支援については、市民が活動（団体）を選択できるしくみが必要である。

セ．税金がどうかではなく、自分が社会生活の中で払うお金の道筋が見え、そのしくみをつくれるという発見、市民が受身にならずにすむことが大事である。

ソ．寄附文化創造課を市役所に設置するか、設置しないまでも、そのような機能を持たせるしくみを考えて、市民の「寄附をしよう」という文化を醸成するようにする。

タ．市役所への遺贈など、市民からの寄附について、窓口で寄附先をきちんと紹介するようなセッションを設置するか、設置しないまでもそのようなしくみを考えてほしい。

その他

ア．お金の話だけが出るのではなく、市の財政逼迫、新しい公共のあり方と、それを市民が参加して作り出していくために、市民活動促進条例が必要だという論理の展開が必要である。

イ．協働ということが新しい公共のキーワードである。

ウ．企業の市民活動に対する寄附は社会的に意味を持ち、企業にとってすばらしい。存在を知ってもらうことにもなるし、株主にもきちんと説明できる。

（2）活動の原石ワークショップについて

・第5回検討協議会の提言の骨子に修正を加え、わかりやすい資料を用意する。

・チラシに、協議会で検討している内容の概要を掲載し事前に提供する情報とする。

「活動の原石ワークショップ」(平成18年2月3日)西区生涯学習センター「ちえりあ」

プログラム

活動事例紹介 「水の旅人」普及行動ネットワークワーキング 本富 寿美恵さん
グループにわかれてワークショップ(テーマ:「市民の持つ力」「育むもの」「支える社会の仕組み」
の3つより、グループごとに相談して決定)
ワークショップの内容をグループごとに発表
市民活動を促進するための条例策定に向けた提言の基本的な考え方の紹介

まとめ

- ア. 意見としては、「市民活動支援の充実」、「市民活動の担い手に期待すること」、「市役所に望むこと」に関するものが多い。
- イ. 「市民活動の支援」では、特に、場に関するもの(身近な場所を利用しやすくしてほしい、交流する機会がほしい)、情報に関するもの(わかりやすい情報提供の必要性)が多い。資金面での支援の必要性もあがっている。
- ウ. 「市民活動の担い手に期待すること」では、町内会とNPOの違いを理解したうえで、協力していくことの必要性、行政に頼る図式が問題であるという指摘、行政だけではなく団体側も柔軟な姿勢が必要である、ということがあげられている。
- エ. 「市役所に望むこと」では、市役所内・他の行政機関との連携の強化、サービス業としての適切な対応を望むことがあげられている。
- オ. 条例の名称案として「さっぽろコミュまちづくり条例」(コミュ:コミュニケーション)が出された。

「活動の原石ワークショップ」(平成18年2月7日) 清田区 清田区民センター

プログラム

活動事例紹介 清田中央地区町内会連合会会長 加賀谷 正光さん
グループにわかれてワークショップ(テーマ:「市民の持つ力」「育むもの」「支える社会の仕組み」
の3つより、グループごとに相談して決定)
ワークショップの内容をグループごとに発表
市民活動を促進するための条例策定に向けた提言の基本的な考え方の紹介

まとめ

- ア. 意見としては、「市民活動支援の充実」に関するものが最も多い。
- イ. 「市民活動の支援」では、特に、場に関するもの(身近な場所を利用しやすくしてほしい)、人材育成・コーディネーターの必要性があげられている。
- ウ. 「市役所に期待すること」では、市民活動に関する長期的な計画を示すことが意見として出されている。

第 6 回 市民活動促進条例検討協議会（平成 18 年 2 月 20 日）

テーマ

「活動の原石ワークショップの報告について、提言の論点整理について」

協議の概要（意見等）

（1）各項目の論点整理

条例が対象とする活動

ア．団体ではなく、活動に着目するとともに、自発的、非営利、公益的な活動と捉える。

イ．助成を行う場合には、基本的に「団体」が受け手（支援対象）となるが、団体に属さない個人のボランティア活動も大切にすべきであることから、条例では個人の公益活動を排除しないほうがいい。

条例の名称

・次回以降に整理する。

資金支援について

市民や企業からの寄附をベースにする「寄附方式」

希望する市民の個人市民税の 1% を市民活動に使うしくみ「1% 支援制度」

1% 支援制度は、賛否両論がある。

ア．イベントなどでの売り上げの一部を寄附として基金に入れるような工夫があればよい。

イ．1% 支援制度は、今後あったほうがよいかもしいが、厳しい市の財政事情を考えると今回の提言に入れるべきでない。

ウ．1% 支援制度は、市民に選択肢を与えるという意味で、市民の活動を一步前進させることになると思う。

エ．1% は、支援団体が市に活動を認知してもらうのではなく、市民に PR する。市民が選び、残りの 99% について意識を高く持つきっかけとなる。

オ．これから新しく目指すのは、税によって手当てするのが難しいことについて、自発的な活動に頼る比重を大きくすることである。

カ．市民活動を支えるための資金のしくみをどう実現していくか、複数の資金調達を組み立てとして使うことを盛り込む。

キ．資金については、基本的に間口を広く、メニューがいくつかあるのがよい。1% は決して大きな数字でなく控えめな印象を持つ。行政では担えないようなもの、今後担えないようなものも市民が担うような、溝を埋めるような活動が当然出てくる。1% は誰にでも使える、意識を高めるといふものであり、行政の手当てとは違う。

ク．市民活動は、市民の自主性を尊重して、といいながら、行政のハンドリングが働いているのではないかとならない表現になればいい。

その他の支援策

・活動の場、情報、人材については、基本的に原案のとおりで了承。

活動の担い手について

・市民については、何らかのかかわりを持つという広い捉え方でよいのではないか。市民活動に関心をもってという程度でよい。

協働のルールについて

市民活動テーブルについて

ア．協働の契約の内容について相談、判定するところという意味で第三者機関があってもよい。

イ．第三者機関の目があることで、協働のルール 6 項目のそれぞれ一つひとつが深いものとなる。

ウ．条例に盛り込んだ内容がきちんと機能しているかどうかをアドバイスする機関、いわゆるアドバイザーコミッティ的なもので、アドバイス機関を設けて、的確に意見を聞いたり評価したりするものがあるのではないか。その報道が HP でみられるとよい。

エ．そのアドバイス機関というのが、市民活動促進テーブルということである。

オ．このテーブルが全部を仕切るのではなく、ワークショップによりその成果を皆に知ってもらうことがあってもよい。

対象としない活動について

・基本的に原案のとおりで了承。

（2）その他

札幌市として「協働」という言葉の意味を統一することが必要である。

企業（札幌青年会議所）との意見交換会（平成 18 年 2 月 28 日） 札幌エルプラザ

進め方

札幌青年会議所の紹介、青年会議所でおこなっている活動について
市民活動を促進するための条例策定に向けた提言の基本的な考え方の紹介
事業者がより活動をしやすくなるための方法

まとめ

提言骨子における事業者の記述について

ア．提示されている内容で問題はない。

イ．活動をおこなうことは、事業者の社会的責任であると書いてもよい。

ウ．但し、事業者にだけ責任を求めるのではなく、市民にも責任を求めるべきである。

事業者の活動を盛んにするために

ア．事業者が関わりやすいしくみが必要である（寄附をしやすい、PR をするなど）。

イ．中小企業が寄附しやすいよう、コミュニティ財団のように、寄附を集め配分などをする組織があるとよい。そのような機関自体の PR も必要である。

ウ．寄附に対する税制優遇も必要である。

エ．事業者の活動を世間に PR することが必要である。

オ．市役所が事業者の広告を利用することについては、改善することも必要である。

カ．どのような取り組みができるか、相談できるような窓口があるとよい。

その他

・市民や行政と、常に意見交換をする場があることが望ましい。

第7回 市民活動促進条例検討協議会（平成18年3月30日）

テーマ

「市民活動を促進するための条例策定に向けた提言（素案）について」

協議の概要（意見等）

（1）素案に対する考え方のまとめ、意見等

はじめに

・委員長の整理によるもので、書かれるべき要素（エッセンス）が入っており、広がりを感じるので原案のとおりでよい。

市民活動の促進・条例の必要性

・提言は、協議会として出すものであり、市民の側から見た条例の必要性を書いたほうがよい。

目的・基本理念

ア．協働という言葉は、活動をしてはじめてその言葉を使い意図を理解したが、文字（漢字）さえ分からない人はいる。だから、今こそ条例の中にきちんと明確にしておくべきだと思う。

イ．今までは、公共的な役割は常に行政が果たしてきたが、いろいろな理由で市民の役割を省いての公共は考えられないということ、そこに新しい公共が出てきたことは本当だと思う。提言では、新しい公共の担い手としての市民の力を謳わざるを得ない。協働というのはあったほうがよい。協働のルールは大切である。

ウ．行政と市民の関係がどうあるべきかということ、行政が市民活動を邪魔しないということが大事。行政と何でも一緒に、となると、何でも行政が関わらなければならないという、つまり自主的な活動を阻害することになる。多くの場合、活動は行政と一緒に取り組む前提のものではなく、自分が活動をやってそれを認めてもらうというものである。

この条例が対象にする活動（定義）

・原案のとおり、「営利を目的とせず、公益性を持つ、自主的・自発的な活動」とする。

市民活動を活発にするために～市民活動の支援の充実～

税金の一部を市民活動のために確保すること、その目安として個人市民税の1%分とすることの「趣旨」については了解するも、委員間の意見は必ずしも一致していない。

配分は第三者機関で行う。

支援のあり方の順を、「活動の場」、「情報」、「資金」、「人材」とする。

【資金】

ア．当面、現状を考えると、1%支援制度については、提言（枠内）に入れないで違った形で載せるほうがよい。将来的には検討したいという形にしたい。

イ．1%を市民活動にまわすことは、全員の義務でもないし、重要なのは、数字ではなくて、市税の使い道を市民自身が選択できる制度が札幌にあることである。1%でも、自分で考えられるのがあれば、市民活動の突破口になるのではないかと、そういう選択肢があるというのが将来的に必要ということを感じることが大事である。

ウ．内容は現実的な実現可能性とのすり合わせは必要だが、議論した頭出しは盛り込んでほしい。

エ．基金を設立などして、活動をする市民・企業に対して税の控除をするということで活動を活発にすること、そのための基金であることから、寄附控除、損金算入というのを書いてほしい。

オ．ワンコイン募金などについての解説が必要である。骨格としては基金を設立する、その場合何を資金とするかということ、寄附によるもの、それに加えて、全員が賛成したわけではないが、市民税の一部をというもの、自分の気づいたときに善意を出せる手段として出てきたはず。それと、個人市民税を払っていない人が参加できるようにという、間口を広げる意味だったはずである。

カ．市川市の1%制度には反対である。便宜的に日本の社会文化の遅れをカバーしようというものである。本来は、応援する人に寄附してというのが基本である。

キ．市民税を市民活動のために使うようにするというところで拘束するのはよいが、希望している人が思い通りに投票するというのは皆のものになりにくい。

ク．市川市の方法は、団体同士が競争してアピールすることでお金を集めなければということになる。課題があって困っているから取り組んでいる活動を応援するというのではない。いろいろな人が使えるようにするには、競争で得られるものと、そうでないものがあり、それをチェックするようにならなければならない。

ケ．1%制度は、市民がそれぞれ、新しい公共のしくみを支えようという概念をつくり出そうとするときに、メルクマールとして、新しい視点として市民へ提供する、企業にも提供する、これまでのコントロールとは違うというのを市民社会にゆだねるということである。

- コ．1%支援制度は、行政を素通りするということが画期的である。団体が多くのお金を集めているという状況は、別の見方をすると信頼を集めているとも思われる。人気投票は、公共支援・公益性を判断するうえでよい場面もある。そういうお金の渡し方もあるというのが市民社会を広げる。
- サ．人気投票で公益性を判断できるのか、市川市の事例を見ても分からない。

【活動の場】

- ア．最大公約数的な場として、市民活動サポートセンター、まちづくりセンター、学校があげられる。学校については、「市民活動の拠点として使えるようにする」としたらよい。具体と合わせて社会資源を活用するということにする。
 - イ．学校利用が、時間、曜日に関係なく、防犯上控えめなものがあるのは仕方がない。学校で対応できないものもある。
- 活動の担い手、市民、事業者、市の役割に望むこと。
- ア．がんばっている市民とそうでない市民を分けるのは難しい。概念的にも無理である。市民に色をつけることになる。自覚を高めて、参加を促そうとする市民は、情報の提供、人材の育成などになる。
 - イ．事業者は入りやすいと思う。企業 NPO などである。条例を推進していこうと思うと、ポジティブアクションは、事業の経営者、トップになる。そこに訴えかけていかないと、いろいろな社内の制度がすすんでいかない。

市民活動促進テーブル

- ・促進テーブルについては、モニタリング組織、協働のディスカッションする場、促進委員会みたいなものである。関係者が集まる場所があったほうがよいということである。

第 8 回 市民活動促進条例検討協議会（平成 18 年 4 月 18 日）

テーマ

「市民活動を促進するための条例策定に向けた提言（素案）について」

協議の概要（意見等）

（1）委員作成の素案に対する考え方のまとめ、意見等

市民活動促進の条例化に向けて

ア．前半の文章がネガティブに受け取られる。もっと市民社会が素敵である、ということを示したほうがよい。

イ．「市民活動をまちづくりの推進力に」というのはとてもよい。条例の名前としてもよいくらいである。

ウ．条例をつくるとうなる、という進歩性を植えつけるとよいと思う。

この条例の目的と基本理念

ア．これからは市民中心で、そこに企業・行政が関わってくるという、これまでとは違う形である。市民がリーダーシップを取っていくということが大事なところである。

イ．多様な活動を推進していこうというしくみに関わるところである。市民活動を進めようという押し付けではない。市民活動を促進する条例と自治基本条例の機能分担である。

ウ．これまでの議論では、企業と市民、市民同士の協働などと捉えてきたので、「市民と行政の間での」という一文を書く必要があるのか。

エ．協働は、企業と市民などいろいろあるが、条例が何を促進しようとするのかを考えると、この場合は「市民と行政」の間のものである。

オ．「新しい公共」というのは、行政と市民活動が密着しているのではないということで、市民が自発的に行うことが基本である。行政と相談しないと市民活動ができないとなるとよくない。

カ．協働という言葉を入れることで、市民活動の自主性が失われないように、行政との連携が前提とならないようにしなければならない。

キ．基本理念の「市民活動と行政の間での協働の進め方や支援のあり方など」を取る。

この条例が対象にする活動（定義） 表現を調整する。

ア．「公益的」については判断が難しいということで、「社会的な広がりをもつ」と変えている。

イ．「営利を主たる目的としない」とすると、少しは含むとなるのではないか。事業収入を得た場合は分配しないと解説にあるので、「主たる」はなくてもよい。

ウ．一般の人には「営利を目的としない」というと、一切利益の生じる活動はダメと考えると思う。非営利ということは分からず、理解されていないと思う。

エ．条例には解説が入らないので、「営利を目的としない」では分かりづらいと思う。そう言い切ると、ボランティアしか一般的に想定されないのではないかという懸念がある。

市民活動を活発にするために～市民活動の支援の充実～

【資金】

ア．総体的に反対はしないが、市役所全体を見ると、税金、人口減少などマイナス要素が際立ってきている。職員減の中で税金を含めあまり煩雑にしないほうがよい。

イ．1%に取り掛かるとなると、見届けが必要になる。そのための手立てや付随することが出てきて、かえってあやふやで難しくなるのではないか。テーブルの扱いもあり、点検活動もある。言葉に捉われすぎて大変になるように思う。

ウ．これはプロセスで、提出された提言は次の段階で検討するということなので、また、賛否両論がきちんと出てバランスは取れているので、条例の提言としてはこれもありかと思う。

エ．基金の設立が、1%支援制度を包括していると思う。

オ．資金だけがウエイトが高くなっているが、1%支援制度、寄附の受け皿としての基金、税制面での優遇、純粋な気持ちの寄附のどれも大事である。

カ．市民活動の基盤を支え、持続性ある発展を目指すためには、資金源の確保が必要であるとし、

個人市民税の1%支援制度

基金制度

気軽な募金・寄附

として3つの構成要素がはっきりするようにしたらよい。1%支援制度は、基金制度でも、新しい税金のしくみでもない。

キ．気軽な募金・寄附については、「寄附文化創造センター」として、しくみに名前をつけるのはどうか。

【人材】

ア．(団塊の世代の記述について)働きながら活動を実践するということを広めていくことが大事で、退職者に絞る必要はない。

イ．このようなメニューで人材を育成していくという仕掛けにしたほうがスムーズである。

ウ．ファシリテーター研修のように、アドバンスな研修を明確に書き込んだほうがよいのではないか。

エ．1%支援制度について、賛否両論となっている部分は賛成意見を反対意見と同数にし、「自分たちの活動を知ってもらい、外に広げていこうという努力が生まれる」ということを掲載してはどうか。

担い手としての市民に望まれること

・「自主・自立のために場所、情報、資金、人材の確保に努めること」について、自分たちで自主的に開拓していくということは市民活動としては当然であり、削除してはどうか。

担い手としての企業に望まれること

・「担い手としての」を削除する。社会貢献として企業に望まれることを書いているのであって、企業が市民活動をしているわけでない。市民活動をサポートしたり、地域社会に貢献するという位置づけをするということである。

行政に望まれること

・この内容でよい。

市民活動促進テーブル

・条例策定段階では促進テーブルはない。基本計画ができてそれが機能しているかどうか、経過の見直しに対して提言の機能を持つ、というのがポイントである。諮問機関であり、提言を行うまでが任務である。「きちんと」を削除し、テーブルの具体的な役割を提言に昇格させる。

(2) 資料編について

協議会の熱い議論を記録にとどめる。

(3) 今後のスケジュールについて

委員間で調整のうえ、最終的には委員長に任せる形とする。

資料編は修正・追加のうえ事務局で整理する。

5月11日に市長へ提言を手渡すこととする。